

市営墓地【いずみ墓園】貸出募集案内
（一般墓所・芝生墓所）

※※ 代々、親族で承継して使用していただくお墓です ※※

仙 台 市

仙台市では、墓所を必要としている市民の皆様に、「いずみ墓園」の貸出を行います。

つきましては以下のとおり募集を行いますので、募集内容等をよくお読みの上、お申し込みください。

*** 注意 *** この案内は いずみ墓園の「個別集合墓所」「合葬式墓所」の貸出募集案内ではありません

1 申込について

【随時受付開始日】 令和8年10月1日から

【申込書配布場所】 仙台市役所 本庁舎6階 保健管理課

または仙台市ホームページからダウンロード

※令和8年9月8日～令和8年10月9日の間は各区役所総合案内でも配布

【申込先】

(1) 窓口の場合： 仙台市役所 本庁舎6階 保健管理課 開庁日の9:00から16:30まで

(2) 郵送の場合： 〒980-8671 仙台市青葉区国分町3丁目7番1号 仙台市役所 保健管理課 あて

※ 代々承継して使用する墓所（一般墓所・芝生墓所）は1世帯につき1区画のみの申込となります。既に市営墓地をお持ちの方及び同じ世帯の方はお申込みできません。

※ 一般墓所（いずみ墓園、北山霊園再募集、葛岡墓園再募集）と芝生墓所（いずみ墓園）を同時に申し込むことはできません。

※ 申し込まれた方を使用者として許可証を交付します。

2 貸出墓所

【所在地】 仙台市いずみ墓園（仙台市泉区朴沢字九ノ森1番1）

【貸出区】 一 般 墓 所：24区

芝 生 墓 所：20区

※ 貸出区内の整備済みの区画を、申込された順番に割り当てます。区画を指定することはできません。

※ お申込前に一度墓園のご見学をお勧めします。（開園時間8:30～16:30、土・日・祝日も開園）

※ 休日、お盆、お彼岸に地下鉄泉中央駅から墓園内まで市営バスが運行されます。（1日2便）

3 永代使用料等

指定した期日までの一括納入となります。

【永代使用料】 一 般 墓 所：450,000円（1区画=4㎡）

芝 生 墓 所：380,000円（カロート設置済み）※カロート：納骨するところ

【管 理 料】 一 般 墓 所：3,640円（年間）

芝 生 墓 所：5,800円（年間）

【支 払 方 法】

初回支払（永代使用料及び初年度管理料）： 仙台市指定金融機関の窓口のみ

年間管理料（毎年6月に納付書発送）： 仙台市指定金融機関の窓口、または口座振替

4 申込資格等

仙台市民の方で、墳墓の祭祀を主宰（お墓の管理を）する方。

代々承継して使用するタイプの墓所ですので、ご家族・ご親族と十分にご相談の上お申し込みください。

5 必要書類等

① いずみ墓園使用許可申込書（使用許可申請書）

② 申込者の世帯全員の「住民票の写し」【原本】 1通

（本籍・続柄の記載があり、個人番号（マイナンバー）の記載がない、発行から3か月以内のもの）

※ 提出いただいた書類等は、原則返却できませんのでご了承ください。

6 申込後の流れ

- | | |
|-------------------------|-----------------------|
| (1) 資格審査・添付書類の確認 | : 申込（郵送着）後、当日～数日程度 |
| (2) 決定区画通知および使用料等の納付書発送 | : 申込日から 10 日～2週間程度で発送 |
| (3) 使用許可証の発送 | : 使用料等の納付日から2週間程度 |

7 納入方法

審査終了後に永代使用料と管理料の納入通知書を発送しますので、発行日から2週間以内に最寄りの指定金融機関で一括納入してください。

期限までに納入されない場合、貸出資格の喪失となり、墓所を使用することはできません。

※一度納入した後の申請の取り下げや辞退はできません。納入された使用料の返還もできませんので、お支払い前に、よくご家族・ご親族と十分にご相談してください。

8 墓園使用許可証の交付（発送）

保健管理課で永代使用料と管理料の納入が確認できた方から、順次、簡易書留で郵送いたします。

納入後2週間を過ぎても届かない場合は、保健管理課までご連絡ください。（TEL:022-214-8204）

※金融機関の窓口でお支払いいただいた日から保健管理課で納入の確認ができるまで、1週間～10日程かかりますので、ご了承願います。

9 墓所の使用

使用許可証がお手元に届いた日から墓碑等の建立工事の手続きができます。

墓石の建立には設置基準があります。ご注意ください。

10 墓所の返還等

墓所が不要になった場合は、自費で原状に戻してから（遺骨の改葬および区画内の更地化工事を行ってから）、返還の手続きをしていただきます。

なお、使用許可を受けた後は、墓所を未使用の場合でも永代使用料はお返しできません。

ただし、使用許可を受けた日から3年以内の返還の場合のみ永代使用料（個別集合墓所は永代使用料及び永代管理料）の半額をお返します。

11 使用許可の取り消し

墓所を譲渡・転貸する、管理料の長期未納など、仙台市霊園条例等に違反した場合は、使用許可証交付後であっても使用許可を取り消すことがあります。

12 注意事項

- 使用者の名義変更(承継)は、原則、使用者が死亡した時のみ行うことができます。
- お貸しする区画内の清掃・除草や墓石の維持管理は使用者の方に行っていただきます。
- 隣接した区画間で墓石設置工事申請が重なった場合は、工事期間の調整をお願いすることがあります。

13 個人情報について

申込の際に収集した個人情報は、墓地貸出事務及び墓地管理事務に利用します。

また、墓地を管理する(公財)仙台市公園緑地協会に情報の一部を提供します。

〈 墓 所 の 特 徴 等 〉

【一般墓所】

北山霊園・葛岡墓園と同じ従来型墓所で、代々、親族で引き継いでいただく墓所。

- ◆使用面積 4㎡ (間口1.8m × 奥行2.05m、1㎡未満の端数を切り上げた面積です)
- ◆施設制限 ① 墓碑等の高さは縁石から3m以内とすること。
② 盛土の高さは縁石から0.6m以内とし、囲障の高さは1m以内とすること
③ 植栽を行う場合は、常に高さ2m以内に整形でき、隣地・通路に支障を及ぼさない樹種を選ぶこと。

【芝生墓所】

墓域全体に芝生を張り、納骨用カロートを設置した西洋風墓所で、代々、親族で引き継いでいただく墓所。

- ◆使用面積 本市設置のカロート(幅0.6m × 奥行0.81m)の範囲
- ◆施設制限 ① 墓碑等の高さはカロート天端から0.65m以内とすること。
② 台石及びふた石(高さはカロート天端から0.15m以内のものはカロート上に設置し、カロートの幅及び奥行と一致させること。
③ カロートの範囲を超えて、墓誌の設置又は植栽はできません。
④ 塔婆立ては設置できません。
⑤ 本市設置の焼香台以外での焼香はできません。

〈 注 意 事 項 〉

- 1 開園時間は、原則午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分までです。
 - 2 集会室の利用（会食等）については、事前に墓園管理事務所にご連絡ください。
 - 3 お参り後の供物やゴミは、必ずお持ち帰りください。園内にくずかごは設置していません。
 - 4 本市では、募集について業者に委託はしていません。
 - 5 石材業者はご自分でお決めいただきますが、過度のセールスに対する苦情等が寄せられています。悪質と思われる場合は、保健管理課までご連絡ください。
- なお、本市が申込者の住所その他を公表することはありません。

いずみ墓園区画配置図

現在貸出している区画

() 内は貸出可能区画数

◆ 一 般 墓 所

②④ (501 区画)

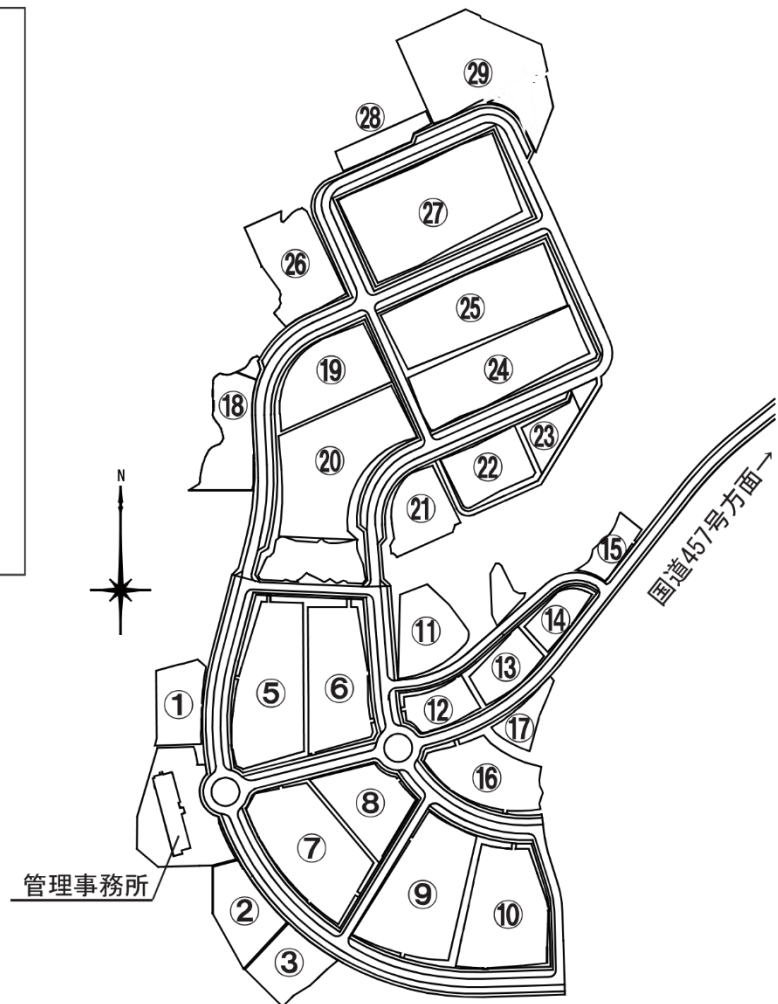
◆ 芝 生 墓 所

②⑩ (1,786 区画)

◆ 個別集合墓所

②⑥ (414 区画)

令和 8 年 9 月現在



切り取って封筒の宛名にご利用ください

〒980-8671

仙台市青葉区

国分町3丁目7番1号

仙台市役所 保健管理課 行

〈問い合わせ先〉

健康福祉局 保健管理課 墓園管理係
(仙台市役所本庁舎 6階)

TEL : 022-214-8204(直通)